平成２４年（フ）第５２号
神戸市西区王塚台３丁目88―２　エザンスⅠ102号室、住民票上の住所神戸市西区玉津町上池50番地の15
債務者　金谷　光敏
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
松江市薦津町456番地　客ノ尾住宅16号室
債務者　狩野　豪紀
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０号
広島県福山市南蔵王町３丁目１番２号　フジイコーポ102
債務者　津田登美子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１０号
沖縄県名護市大東３丁目５番２号
債務者　諸喜田隼斗
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第１２号
沖縄県国頭郡恩納村字前兼久571番地１　オーシャンリゾート恩納３―７号
債務者　木村香菜子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第１３号
沖縄県名護市東江１丁目１番１―202号　コーポ宮城
債務者　藤田　典子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第５０号
富山市長江新町３丁目４番12―101号　信開セルーラ長江
債務者　中村　千秋
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７８号
富山県中新川郡上市町中江上537番地７
債務者　松岡　浩樹
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９９号
大阪府枚方市香里園桜木町26番５―208号
債務者　山本　和寿
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４８５号
大阪府八尾市恩智南町１丁目130番地　206号
債務者　河本　光郁
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４８８号
大阪府吹田市垂水町１丁目21番８号
債務者　松本　正幸
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４８９号
大阪市東住吉区杭全５丁目８番18号
債務者　井手　忠彦
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４９４号
大阪市生野区中川西１丁目12番３号　森ハイツ301号
債務者　豊川絵里子こと　玄　　貞烈
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５１３号
大阪府東大阪市中小阪２丁目11番24号　新星ビル八戸ノ里302号
債務者　岩本　敦也
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５２３号
大阪市淀川区東三国１丁目９番10―407号
債務者　北村　一貴
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５３１号
大阪市旭区赤川４丁目24番３号
債務者　荒木　咲子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７号
千葉県松戸市小金425番地　保坂ビル403号
債務者　中瀬　裕二
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７号
福島県白河市みさか２丁目７番地２、前住所栃木県那須郡那須町大字高久丙1195番地735
債務者　島田　裕貴
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
福島地方裁判所白河支部破産係